

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日に
おき、
その
翌日
に
行
な
す
。

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による光徳地区第三工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生

ずる。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年八月八日現在の地番による。)
大字東坪字松山	大字東坪字松山のうち六九一の一、六九二、六九三、六九四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東坪字新田	大字東坪字新田のうち七〇六の一、七〇六の四、七〇七、七〇八、七〇九の一、七一〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東坪字下小路	大字東坪字下小路のうち七六九の五、七七〇の一及び七七〇の一と一体をなす国有地以外の区域
大字東坪字大畑ケ	大字東坪字大畑ケのうち七七二の一、七八六の一、七八七の二、七八八、七八九の三、七九八の一、七九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東坪字上ノ山	大字東坪字下小路七七〇の一及びこれと一体をなす国有地の一部 大字東坪字大畑ケ七七二の一、七八六の一、七八七の二、七八八、七八九の三、七九八の一、七九九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字上ノ山の全域 大字東坪字新町屋敷八一九から八二一まで、八二二の一、八二二の三、八二三、八三八から八四一まで、八四七及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字東坪字新町屋敷</p>	<p>大字東坪字上小路八六六の三、八六八の一、八七一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八六六の一、八六六の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字新町屋敷のうち八一九から八二一まで、八二二の一、八二二の三、八二三、八三八から八四一まで、八四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字上小路</p>	<p>大字東坪字上小路のうち八六四の一、八六六の三、八六八の一、八七〇の一、八七一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八六六の一、八六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字山ノ神</p>	<p>大字東坪字下小路七六九の五</p> <p>大字東坪字上小路八六四の一、八七〇の一</p> <p>大字東坪字山ノ神の全域</p> <p>大字東坪字中町屋敷七三六、八九六、八九九の一、八九九の四、八九九の五、九一三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東坪字中町屋敷</p>	<p>大字東坪字中町屋敷のうち七三六、八九六、八九九の一、八九九の四、八九九の五、九一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字下焼山</p>	<p>大字東坪字新田七〇九の一の一部、七一〇の一</p> <p>大字東坪字中町屋敷九一三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字下焼山のうち九二九の一の一部、九三八から九四一までの一部、九四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四三の一、九四三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字下今在家</p>	<p>大字東坪字松山六九一の一、六九二、六九三、六九四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字龍光寺堀</p>	<p>大字東坪字新田七〇六の一、七〇六の四、七〇七、七〇八、七〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字下焼山九二九の一の一部、九三八から九四一までの一部、九四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四三の一、九四三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字下今在家の全域</p> <p>大字東坪字龍光寺堀九六六、九六七の一、九六八の三、九七三の一、九七四、九七五の一、九七六の一、九七七の一、九七八の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字上今在家</p>	<p>大字東坪字上今在家の全域</p> <p>大字東坪字上焼山一〇七二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字棚田ノ上一三〇三の一部、一三〇九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇九の一、一三〇九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東坪字上焼山</p>	<p>大字東坪字上焼山のうち一〇七二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字三角池</p>	<p>大字東坪字三角池のうち一一〇四、一一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字東坪字下中峯一一一五の一部、一一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字上中峯一二九九の二の一部、一三〇〇の二の一部、一三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九九の一、一二九九の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字東坪字下中 峯</p>	<p>大字東坪字三角池一一〇四及びこれと一体をなす国有地の一部 大字東坪字下中峯のうち一一一五の一部、一一一六の一部、一一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字上中峯一二九九の一、一二九九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東坪字市場 屋敷</p>	<p>大字東坪字市場屋敷のうち一九四の三の一部、一九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字林ノ 下</p>	<p>大字東坪字市場屋敷一九四の三の一部、一九六及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字林ノ下のうち一二三〇の一部、一二三一の一部、一二四一の五の一部、一二四一の六の一部、一二四二の二、一二四二の三の一部、一二四六の一、一二四六の三の一部、一二四七の一、一二四七の二、一二四八の一の一部、一二四八の二、一二四八の三の一部、一二五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字東坪字市場後一二五三の一部、一二五九の一部、一二六〇の一部、一二六四の一の一部、一二六四の二の一部、一二六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五三、一二五九の一と一体をなす国有地の一部 大字東坪字中林一四七七の一の一部、一四七七の二の一部、一四七九の一部、一四八〇の四の一部、一四八〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字漆山八四一の一の一部、八四二の一の一部、八四八の二の一部</p>
<p>大字東坪字市場 後</p>	<p>大字東坪字市場後のうち一二五三、一二五四から一二五七まで、一二五八から一二六〇までの一部、一二六四の一の一部、一二六四の二の一部、一二六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五三、一二五九の一と一体を</p>
<p>大字東坪字水干</p>	<p>なす国有地以外の区域 大字東坪字水干のうち一二七四の二、一二七五の二から一二七五の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二七三の五、一二七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字上中 峯</p>	<p>大字東坪字下中峯一一一五の一部、一一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字水干一二七五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二七三の五、一二七四の一と一体をなす国有地の一部 大字東坪字上中峯のうち一二九二の一の一部、一二九二の二の一部、一二九三の一部、一二九九の二の一部、一二三〇の二の一部、一三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九九の一、一二九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字東坪字棚田ノ上一三二四の四の一部、一三二六の一部、一三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字五反田ノ上一四四一の二の一部、一四四一の三、一四四二の二の一部、一四四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字大ヨゴ一四四三の二の一部、一四四三の三、一四五五の二、一四五六の一の一部、一四五七の二、一四五七の三の一部、一四五七の四の一部、一四五七の五の一部、一四六三の二の一部、一四六三の三の一部、一四六三の四の一部、一四六三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字高畦平ル一五四九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東坪字棚田 ノ上</p>	<p>大字東坪字三角池一一一一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字東坪字上中峯一二九二の二の一部、一二九二の二の一部、一二九三の一部、一三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字棚田ノ上のうち一三〇三の一部、一三〇九の三、一三二四の四の一部、一三二六の一部、一三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに、一三〇九の一、一三〇九の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字東坪字五反田ノ上一四三〇の三の一部、一四三六の一部、一四四〇の二の一部、一四四〇の二の一部、一四四一の二の一部、一四四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三一、一四三六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字東坪字五反田ノ上のうち一四三〇の三の一部、一四三六の一部、一四四〇の二の一部、一四四〇の二の一部、一四四一の二の一部、一四四一の二の一部、一四四二の二の一部、一四四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三一、一四三六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字東坪字東大ヨゴ一四四三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字高畦平ル一五四九の二の一部、一五四九の二、一五四九の三の一部、一五五一の一部、一五五一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字東大ヨゴ</p> <p>大字東坪字水千一二七五の二及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字東大ヨゴのうち一四四三の二の一部、一四四三の三、一四四五の二の一部、一四四五の二の一部、一四四六の二の一部、一四四六の二の一部、一四四六の三の一部、一四五五の二の一部、一四五五の二の一部、一四五五の三の一部、一四五七の二の一部、一四五七の二の一部、一四五七の三の一部、一四五七の四の一部、一四五七の五の一部、一四六三の二の一部、一四六三の五の一部、一四六三の六から一四六六</p>
<p>三の九まで、一四六四の二の一部、一四六四の二、一四六五の二、一四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字東坪字中林一四七〇の二、一四七一の八、一四七一の九、一四七一の二〇の一部、一四七一の二〇の一部、一四七二の一部、一四七三の一部、一四七三の二の一部、一四七四の一部、一四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字西大エゴ一五三二の二の一部、一五三二の二の一部、一五三三の一部、一五三四の二から一五三四の三まで、一五三五の二、一五三五の二の一部、一五三五の三、一五三六の一部、一五三七、一五三八、一五三九の二、一五三九の二、一五四〇の二の一部、一五四〇の二の一部、一五四三の二、一五四三の二の一部、一五四三の三の一部、一五四三の四、一五四三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字高畦平ル一五四九の二の一部、一五四九の三の一部</p>	<p>大字東坪字中林</p> <p>大字東坪字林ノ下一二四二の二、一二四二の三の一部、一二四六の二、一二四六の三の一部、一二四七の二、一二四七の三の一部、一二四八の二、一二四八の三の一部、一二四八の三の一部、一二五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字市場後一二五三の一部、一二五四から一二五七まで、一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東坪字水千一二七四の二、一二七五の二の一部、一二七五の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字東大ヨゴ一四六三の二の一部、一四六三の二の一部、一四六三の六の一部、一四六三の七から一四六三の九まで、一四六四の二の一部、一四六四の二、一四六五の二、一四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東坪字中林のうち一四七〇の二、一四七一の八、一四</p>	

<p>大字東坪字西原畑</p>	<p>七一の九、一四七一の一〇の一部、一四七一の一の一の一部、一四七一の一五、一四七三の一の一部、一四七四の一部、一四七七の一の一部、一四七七の二の一部、一四七九の一部、一四八〇の四の一部、一四八〇の五の一部、一四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字西原畑一五〇二、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇四、一五〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字西大エゴ一五二二の一の一部、一五二二の二の一部、一五二三から一五二九まで、一五三〇の一部、一五三二の一の一部、一五三二の二の一部、一五三三の一部、一五三五の二の一部、一五三六の一部、一五四〇の一部、一五四一の一部、一五四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字漆山八五八の二 大字西坪字岩屋谷九八九の二、九八九の三</p>
<p>大字東坪字西大エゴ</p>	<p>大字東坪字東大エゴ一四四六の一から一四四六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字西原畑一五〇五の一の一部、一五〇五の二、一五〇五の三、一五〇六の一、一五〇六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字西大エゴ一五二〇の一の一部、一五二〇の二の一部、一五二一から一五二三まで、一五二四の一、一五二四の二、一五二五の一部、一五一六の一、一五一六の二、一五一七の一、一五二七の二、一五一八、一五一九の一、一五一九の二、一五二〇、一五二二、一五二二の二の一部、一五二二の三の一部、一五四一の一部、一五四二の二の一部、一五四三の二の一部、一五四三の三の一部、一五四三の五、一五四三の六の一部、</p>
<p>大字東坪字高畦平ル</p>	<p>一五四四の一の一部、一五四四の二から一五四四の四まで、一五四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字西坪字岩屋頭一四一の一</p>
<p>大字東坪字西駄道</p>	<p>大字東坪字東大エゴ一四四五の一の一部、一四四五の二の一部、一四四六の一から一四四六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並に一四四三の二、一四四五の一と一体をなす国有地の一部 大字東坪字西大エゴ一五一〇の一の一部、一五一〇の二の一部、一五一五の一部、一五四四の一の一部、一五四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五一、一五二と一体をなす国有地の一部 大字東坪字高畦平ルのうち一五四九の一の一部、一五四九の二、一五四九の三、一五五一の一の一部、一五五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字西駄道一五八〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西坪字西原畑</p>	<p>大字東坪字西駄道のうち一五八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西坪字西原畑のうち八〇八の二、八〇九の一、八一〇、八一の一、八一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西坪字東原畑八二四の五及びこれと一体をなす国有地並びに八二四の二、八二四の四と一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西坪字東原畑</p>	<p>大字西坪字西原畑八〇八の二、八〇九の一、八一〇、八一の一、八一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字東原畑のうち八二四の五及びこれと一体をなす国有地並びに八二四の二、八二四の四と一体をなす国有地以外の区域 大字西坪字漆山八四〇の二、八四一の一の一部、八四二の一の一部、八四三の二、八四四の二、八四八の二の一部</p>

大字東坪字漆山	大字東坪字林ノ下一二三〇の一部、一二三二一の一部、一二四一の五の一部、一二四一の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西坪字漆山	大字西坪字漆山のうち八四〇の二、八四一の一、八四二の一、八四三の二、八四四の二、八四八の二、八五八の二以外の区域
大字西坪字岩屋	大字西坪字岩屋谷のうち九八九の二、九八九の三以外の区域
大字西坪字岩屋頭	大字西坪字岩屋頭のうち一一四一の二以外の区域

鳥取県告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による田地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二十九日現在の地番による。）
大字田代字東平岩	大字田代字東平岩のうち一九七の次一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字田代字貳ノ岨二六六の二、二六七の一 大字田代字高丸七〇〇の八 大字田代字吞水谷七〇一の二
大字田代字西柿谷	大字田代字西柿谷の全域 大字田代字高丸七〇〇の一五、七〇〇の一七、七〇〇の二九、七〇〇の四三
大字田代字貳ノ岨	大字田代字貳ノ岨のうち二六六の二、二六七の一、二九三の三、二九三の四以外の区域
大字田代字三窪田	大字田代字東平岩一九七の次一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字田代字貳ノ岨二九三の三、二九三の四 大字田代字三窪田の全域
大字田代字西平岩	大字田代字西平岩のうち三一〇、三一の一、三一の二、三三二の二、三三三の二、三三四の三、三三五の二、三三六から三四二まで、三四三の一、三四四の一、三四六の二、三四七の二、三五〇の二、三五〇の三、三五一の一、三五二から三五四まで以外の区域
大字田代字渡瀬	大字田代字渡瀬の全域

大字田代字弥次郎田	大字田代字弥次郎田四一三の二 大字田代字高橋山六八九の二から六八九の四まで 大字田代字弥次郎田のうち四一三の二以外の区域
大字田代字廣畑ケ	大字田代字廣畑ケのうち四五四の一の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字田代字澤ノ谷四八九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八四、四八六と一体をなす国有地の一部 大字田代字成林六六九の二 大字田代字高橋山六七六の二、六七八の二
大字田代字澤ノ谷	大字田代字廣畑ケ四五四の一の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字田代字澤ノ谷のうち四八九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八四、四八六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字田代字成林六七〇の二、六七〇の三、六七一の二、六七一の三 大字田代字高橋山六七七の二、六七八の三から六七八の五まで、六八六の二四
大字田代字滝ノ谷	大字田代字滝ノ谷の全域 大字田代字成林五六〇の二
大字田代字成林	大字田代字成林のうち六五〇の二、六六九の二、六七〇の二、六七〇の三、六七一の二、六七一の三以外の区域
大字田代字高橋山	大字田代字高橋山のうち六七六の二、六七七の二、六七八の二から六七八の五まで、六八六の二四、六八九の二から六八九の四まで以外の区域

大字田代字高丸	大字田代字高丸のうち七〇〇の八、七〇〇の一五、七〇〇の一七、七〇〇の二九、七〇〇の四三以外の区域
大字田代字香水谷	大字田代字香水谷のうち七〇一の二以外の区域
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月三日現在の地番による。）
大字下津黒字東田	大字下津黒字東田のうち三の一の一部、四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一の一、四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下津黒字上安戸六の一の一部、九の一の一部、九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下津黒字前田一〇七の二の一部並びに一〇七の二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第四百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上津黒地区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字下津黒字上安戸	大字下津黒字東田三の一部、四の一部 大字下津黒字上安戸のうち六の一部、九の一部、九の二の一部、一八の四、一九の一部、二〇の二の一部、二二の二、二二の二、二三及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域	大字下津黒字大森	大字下津黒字東田四の一部及びこれと一体をなす国所有地 大字下津黒字上安戸九の一部、九の二の一部、一八の四、一九の一部、二〇の二の一部、二二の二、二三及びこれらと一体をなす国所有地	大字下津黒字前田	大字下津黒字東田四と一体をなす国所有地の一部 大字下津黒字前田のうち一〇七の二の一部並びに一〇七の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域	大字上津黒字東田	大字上津黒字東田のうち四七の二の一部、四八の一部、四九の二の一部、四九の二の一部、五七の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに四九の二、四九の二、五七と一体をなす国所有地の一部以外の区域 大字上津黒字平田五八の四の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字上津黒字岸ノ下二一九の二の一部及びこれと一体をなす国所有地並びに二二〇と一体をなす国所有地の一部	大字上津黒字平田	大字上津黒字東田五七の一部及びこれと一体をなす国所有地 大字上津黒字平田のうち五八の四の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域	大字上津黒字上谷田	大字上津黒字上谷田のうち一三五と一体をなす国所有地の一部以外の区域
大字上津黒字下谷田	大字上津黒字下谷田一三六の二、一三六の三、一三九の二の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字上津黒字上谷田一三五と一体をなす国所有地の一部 大字上津黒字下谷田のうち一三六の二、一三六の三、一三九の二の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字下津黒字東田一の一と一体をなす国所有地の一部	大字上津黒字井手ノ下	大字上津黒字井手ノ下のうち一九三の二の一部、一九五の三の一部、一九五の六、一九五の七以外の区域 大字上津黒字檜田二〇四の一部並びに二〇〇の二、二〇一の二、二〇一の二、二〇四と一体をなす国所有地の一部 大字上津黒字岸ノ下二二七の一部及びこれと一体をなす国所有地	大字上津黒字檜田	大字上津黒字井手ノ下一九三の二の一部、一九五の三の一部、一九五の六、一九五の七の一部 大字上津黒字檜田のうち二〇二の七、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇四の一部、二〇五及びこれらと一体をなす国所有地並びに二〇〇の二、二〇一の二、二〇一の二、二〇四と一体をなす国所有地の一部以外の区域	大字上津黒字岸ノ下	大字上津黒字東田四九の二の一部及びこれと一体をなす国所有地 大字上津黒字檜田二〇二の七、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇四の一部、二〇五及びこれらと一体をなす国所有地 大字上津黒字岸ノ下のうち二二七の一部、二一九の二の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字上津黒字砂田二二二、二二二、二二二の二の一部及び				

大字上津黒字砂田	これらと一体をなす国有地
大字上津黒字東田四九の二と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字岸ノ下二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字上津黒字砂田のうち二二二、二二二、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上津黒字和田二二八、二二九の一と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字中瀬二四〇の一部、二四〇の一、二四一の一部、二四一の二の一部、二四一の三の一部、二四二の一、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字上津黒字熊田二四三の一部 大字上津黒字三山口二六五の一の一部及びこれと一体をなす国有地	大字上津黒字東田四九の二と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字岸ノ下二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字上津黒字砂田のうち二二二、二二二、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上津黒字和田二二八、二二九の一と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字中瀬二四〇の一部、二四〇の一、二四一の一部、二四一の二の一部、二四一の三の一部、二四二の一、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字上津黒字熊田二四三の一部 大字上津黒字三山口二六五の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字上津黒字和田	大字上津黒字東田四七の二の一部、四八の一部、四九の二の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九の一、四九の二と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字岸ノ下二二〇と一体をなす国有地の一部 大字上津黒字和田のうち二二六の二、二二九の四、二二九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八、二二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上津黒字中瀬	大字上津黒字和田二二六の二、二二九の四、二二九の六及びこれらと一体をなす国有地 大字上津黒字中瀬二四〇の一部、二四一の二の一部、二四一、二四一の二の一部、二四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上津黒字熊田二四三の二の一部、二四三の二の一部、二四三の三、二四三の四、二四四の一部、二五七の二の一部、二五八の二の一部、二五八内一の一部、二五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上津黒字熊田	大字上津黒字三山口二六五の一と一体をなす国有地の一部
大字上津黒字熊ケ谷	大字上津黒字熊田二四三の二の一部、二四三の二の一部、二四三の三、二四三の四、二四四の一部、二四五の一の一部、二四五の五、二四七の二、二四八の二、二五七の二の一部、二五八の一の一部、二五八内一の一部、二五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上津黒字熊ケ谷の全域 大字上津黒字ヲツ谷四六八の六三
大字上津黒字三山口	大字上津黒字熊田二四三の二の一部、二四四の一部、二四五の一の一部、二四五の五、二四七の二、二四八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字上津黒字三山口のうち二六五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字上津黒字ヲツ谷二七三の三、二七四の一、二七五の二から二七五の五まで及びこれらと一体をなす国有地
大字上津黒字口ヲツ谷	大字上津黒字口ヲツ谷のうち二七三の三、二七四の一、二七五の二から二七五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上津黒字ヲツ谷	大字上津黒字ヲツ谷のうち四六八の六三以外の区域

鳥取県告示第百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大炊地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年六月三十日現在の地番による。）
大字大炊字数根	<p>大字大炊字数根のうち一の四の一部、一四の一部、一九の一の一部、二〇の一部、二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大炊字宮ノ下四〇の三の一部、四〇の四、四一の二の一部、四三の一の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字不香田字尾崎（一八六、一八七、一八八）合併一の一部、一九一の一の一部、一九一の二の一部、一九二の一部、一九三、一九四の一から一九四の三まで、一九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字浅井字神ノ田二八四の三の一部、二八四の六の一部、二八四の一八、二八五の一部、二八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の四、二八四の二、二八四の一七と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字浅井字島田二九七の一から二九七の三までと一体をなす国有地の一部</p>

大字大炊字宮ノ下	<p>大字大炊字数根一九の一の一部、二〇の一部、二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大炊字宮ノ下のうち四〇の三の一部、四〇の四、四一の二の一部、四三の一の一部、四三の二の一部、六三の一の一部、六四から六六までの一部、七六の一部、七七の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字大炊字前田八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字大炊字前田	<p>大字大炊字宮ノ下六三の一の一部、六四から六六までの一部、七六の一部、七七の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大炊字前田のうち八二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字大炊字大田	<p>大字大炊字大田のうち一八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字大炊字山根通り一九八の一の一部、一九八の二、一九九の一部、一九九の二の一部、一九九の五、一九九の六、二〇〇の一部、二〇九の一部、二〇九の三の一部、二〇九の四の一部、二一〇、二一〇の一の一部、二一一の一、二一一の二、二一一の三の一部、二二三の一部、二二八、二二九、二二〇の一、二二〇の二、二二二、二二二の一の一部、二二二の二、二二二の三から二二四まで、二二五の一、二二五の二、二二六、二二六の一、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大炊字カンマク二二七の一、二二七の二、二三〇の二、二三一の二、二三一の四、二三二の一、二三二の二、二三三の一、二三四の一、二三四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字大炊字山根	<p>大字大炊字大田一八七の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>通り</p>	<p>大字大炊字カンマク</p>	<p>大字不香田字上ミ河原</p>	<p>大字不香田字大</p>
<p>大字大炊字山根通りのち一九八の二の一部、一九八の二、一九九の一部、一九九の二の一部、一九九の五、一九九の六、二〇〇の一部、二〇九の一部、二〇九の三の一部、二〇九の四の一部、二一〇、二一〇の二の一部、二一〇の二、二一一の二、二一二の二の一部、二二三の一部、二二八、二一九、二二〇の二、二二〇の二、二二二、二二二の二、二二一の二、二二六、二二六の二、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大炊字カンマクのうち二二七の二、二二七の二、二二〇の二、二三三の二、二三三の四、二三三の二、二三三の二、二三三の二、二三三の二、二三三の二、二三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字不香田字上ミ河原のうち五二、五六と一体をなす国有地以外の区域 大字不香田字大ノ田五七の二の一部、五九の一部、六〇の二、六〇の二の一部、六一の二、六一の二、六二の一部、六三の二の一部、六三の二の一部、六四、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字不香田字サヨ一六一の一部、一六二の一部、一六四の一部、一六五の二、一六五の二の一部、一六五の三、一六六、一六七、一六八の二から一六八の三まで、一六九、一七〇の二から一七〇の三まで、一七一、一七一の二、一七二、一七三の二、一七四の二、一七四の二、一七四の三の二の一部、一七五の二から一七五の七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字不香田字下河原一七六の三、一七六の四、一七七の二、一七八の二、一七九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字不香田字上ミ河原五二、五六と一体をなす国有地の一</p>
<p>ノ田</p>	<p>大字不香田字山根</p>	<p>大字不香田字下河原</p>	<p>大字不香田字尾崎</p>
<p>部 大字不香田字大ノ田のうち五七の二の一部、五九の一部、六〇の二、六〇の二の一部、六一の二の一部、六一の二、六二の一部、六三の二の一部、六三の二の一部、六四、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字不香田字山根一〇の二、一〇の二、一〇の二、一〇の二、一〇の二、一三九の二、一四〇の二、一四〇の三、一四七の二、一四七の二、一四八の二、一四八の二、一四九の二、一五六の二、一五六の二、一五七の二及びこれらと一体をなす国有地の一 大字不香田字サヨ一五八、一五八の二、一五九、一六〇、一六〇の二、一六〇の二、一六一の二、一六二の二、一六三、一六四の二、一六五の二の一部、一七三の一部、一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字不香田字山根のうち二〇の二、二〇の二、二二七の二、二二七の二、二三九の二、二三九の二、一四〇の二、一四〇の二、一四〇の三、一四一、一四三の二、一四五の二、一四五の三、一四七の二、一四七の二、一四八の二、一四八の二、一四九の二、一五六の二、一五六の三、一五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字不香田字下河原のうち一七六の三、一七六の四、一七七の二、一七八の二、一七九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字不香田字下尾崎のうち一八五の三、 一八七六 一八七六 合併一 一部、一八九の二、一九一の二の一部、一九一の二の一部、一九二の一部、一九三、一九四の二から一九四の四まで、一九五の二の一部、一九六の二、一九六の二、一九七、一</p>

<p>大字不香田字岩崎</p>	<p>九七の一、一九八、一九九及びこれらと一体をなす国有地並びに一八四の一、一八四の二、一八五の一と一体をなす国有地の一部以外の地域 大字大炊字敷根一の四の一部</p>
<p>大字不香田字高畔</p>	<p>大字不香田字尾崎一八五の三、一八九の一、一九四の四、一九六の一、一九六の二の一部、一九七、一九七の一、一九八、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八四の一、一八四の二、一八五の一と一体をなす国有地の一部 大字不香田字岩崎のうち二〇〇の一の一部、二〇七の一の一部、二〇八、二〇八の一の一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字不香田字高畔二二二の五の一部 大字不香田字土ホイ二二三の二、二二四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字浅井字神ノ田二八三の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二八四の一、二八四の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字不香田字土ホイ</p>	<p>大字不香田字高畔のうち二二〇、二二一の一、二二二の一、二二二の三、二二二の五から二二二の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字不香田字土ホイのうち二二三の二、二二四の二、二二三の三の一部、二二九から二四一まで、二四二の一、二四二の四、二四三の一、二四四の一から二四四の三まで、二四五の一の一部、二四五の九の一部、二四五の一二の一部、二四六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字不香田字一休二六一の一の一部</p>
<p>大字不香田字一休</p>	<p>大字不香田字岩崎二〇七の一の一部、二〇八、二〇八の一</p>
<p>大字不香田字アマ</p>	<p>の 一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字不香田字高畔二二〇、二二一の一、二二二の一、二二二の三、二二二の五の一部、二二二の六から二二二の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字不香田字土ホイ二三四の三の一部、二三九から二四一まで、二四二の一、二四二の四、二四三の一、二四四の一から二四四の三まで、二四五の一の一部、二四五の九の一部、二四五の一二の一部、二四六の五及びこれらと一体をなす国有地 大字不香田字一休のうち二六一の一の一部以外の区域 大字不香田字アマ二七七の一、二七八の一、二七八の三、二七八の六、二七八の七、二八〇の一、二八〇の六、二八〇の一一、二八〇の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岸野字八幡</p>	<p>大字岸野字八幡の全域 大字岸野字上土居二六、二六の二、二六の四、二七から二九まで、三〇の一、三二の二、四〇の一、四六の一、四七の六及びこれらと一体をなす国有地 大字岸野字八幡山一三四の三</p>
<p>大字岸野字上土居</p>	<p>大字岸野字上土居のうち二六、二六の二、二六の四、二七から二九まで、三〇の一、三二の二、四〇の一、四六の一、四七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岸野字中代</p>	<p>大字岸野字中代のうち八八の二の一部、八八の四の一部、八八の五の一部、八八の六の一部、八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八の二と一体をなす</p>

大字岸野字下代	す国有地の一部以外の区域
大字岸野字中代八八の二の一部、八八の四の一部、八八の五の一部、八八の六の一部、八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八の二と一体をなす国有地の一部	大字岸野字下代の全域 大字岸野字谷口一二五の三の一部、一二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五の三と一体をなす国有地の一部
大字岸野字谷口	大字岸野字谷口のうち一二五の三の一部、一二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岸野字八幡山	大字岸野字八幡山のうち一三四の三以外の区域
大字浅井字神ノ田	大字浅井字神ノ田のうち二八三の四の一部、二八四の三の一部、二八四の六の一部、二八四の一八、二八五の一部、二八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一、二八四の四、二八四の五、二八四の一二、二八四の一七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大炊字藪根一四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字不香田字尾崎一九六の二の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字不香田字岩崎二〇〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字浅井字島田	大字浅井字島田のうち二九七の一から二九七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字不香田字サヨ

鳥取県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る光徳地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る田代地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る上津黒地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る大炊地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次